

日本拳法競技連盟 指導員規程

(趣旨、目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という）の管轄する日本拳法における指導員に関する事項である日本拳法の基礎的、専門的な運動技術と指導技術を身につけ、安全な実施と日本拳法の普及・発展に寄与する事を目的とする。

(義務)

第2条 指導員は、常に自らの指導力の向上を図ると共に、指導員としてふさわしい言動をとらなければいけない。

(認定資格)

第3条 本連盟登録団体に所属し満22歳以上の3段位以上取得者、若しくは審判員資格取得者で本連盟の指導員講習会を受講し修了証を取得した者。
指導員は宗家 澤山宗海著 教書「日本拳法」必読とする。

(認定講習会)

第4条 指導員講習会は次の通りとする。
毎年、東京・名古屋・大阪・他遠隔地において年1回以上開催する。
本連盟指導部若しくは指導員育成委員会が企画・運営する。

(認定期間)

第5条 3年（3年毎の更新とする 更新手続きは本会より別途通知）

(指導者の位置づけ及び資格)

第6条 指導者は、選手の指導に必要とされる基礎的、専門的な指導力を有するものであり、基本指導員資格者と上級指導員資格者を設ける。認定講習会において其々資格基準を満たす講習を受講しなければならない。
上級指導者は登録団体の監督を、基本指導者は団体のコーチを務める資格を有する。

(資格の継続、更新)

第7条 3年毎に本連盟の指定する指導員講習会を受講し新規指導員講習会修了証を取得する。

(資格の停止、喪失)

第8条 指導員が下記に該当する場合、当連盟は当該指導員の資格停止又は喪失させることができる。

- (1) 本連盟の会員資格を喪失した時
- (2) 指導員として不適格と認めるとき
- (3) 資格有効期間の更新に必要な手続きを怠った時

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(附則) この規程は、本連盟が社団法人の認定を受けて登記をした日から施行する。